

さいたま市水道局企業管理規程第13号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月3日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
1 [略]				1 [略]			
2 人事・サービス				2 人事・サービス			
専決事項			課長	部長	局長		
1・2 [略]							
3 職務専念義務を免除（職免規則第2条第10号から第12号までに限る。）すること。			3 <u>職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（職免規則第2条第10号から第12号までに限る。）すること。</u>				
(1)～(3) [略]			(1)～(3) [略]				
4～6 [略]			4～6 [略]				
7 部分休業の請求を承認すること。							
(1) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○				
(2) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹			○				
(3) 課に属する課長相当職及び所属職員			○				
8 [略]			7 [略]				
9 [略]			8 [略]				
10 [略]			9 [略]				
3～6 [略]			3～6 [略]				
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			



1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後のさいたま市水道局事務専決規程は、この規程の施行の日以後の部分休業について適用し、同日前の部分休業については、なお従前の例による。